

学 第 991 号
令和 5 年 2 月 3 日

各私立学校設置法人理事長 様
(小・中・高・特)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 5 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（通知）

このことについて、文部科学省高等教育局私学部私学助成課から別添のとおり照会がありましたので、貴法人において当該事業計画がある場合は、下記により提出願います。

記

1 今回募集する事業

令和 5 年度における補助金執行計画等の作成に必要な基礎資料として実施した調査である「私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査等について」（令和 4 年 12 月 17 日付け学第 875 号）において、事業着手（契約）予定時期を令和 5 年度として回答した事業であって、交付内定以降に着手（契約等※継続事業を含む）し、令和 5 年度内（令和 6 年 3 月 31 日まで）に完了する次のア～ウに示す事業を対象とします。

なお、今回の事業募集については、令和 5 年度予算の成立（例年 3 月下旬ごろ）をもって実施されるべきものですが、整備事業の円滑な実施を可能とするため、予算成立前に事業の募集を行うものです。このため、予算の審議状況によってはその内容に変更があり得ることを念のため申し添えます。

ア 施設高機能化整備事業

- ① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内 LAN 整備のみ）
- ② 校舎等のバリアフリー化整備

イ 防災機能強化施設整備事業

- ① 耐震補強工事 ※耐震診断費のみの補助を含む
- ② 非構造部材の耐震対策
- ③ 防災機能強化事業
- ④ 防犯対策
- ⑤ アスベスト対策
- ⑥ 耐震改築工事

ウ 施設環境改善整備事業

- ① トイレ改修工事
- ② 空調整備等工事

注： 交付要綱等において補助事業費の上限額（別添参照）が設定されていない場合、1事業あたり
の上限額は、予算の範囲内で調整します。

また、今後着手する複数年度にわたる事業については、各年度に設定した上限額に基づき、
1事業あたりの国庫補助金額を算定しますので、当該年度の申請状況によりかかる圧縮の内容
が変わる可能性がありますので御承知おきください。

2 提出書類

国の依頼文書（令和5年2月1日付け4高私助第24号）に定める計画調書等

3 提出方法等

別添の「令和5年度事業計画調書作成要領」を参考に、指定の様式で作成してください。

ア 提出方法：電子メールにてExcel ファイルを提出のこと。

イ 提出期限：令和5年2月17日（月） <厳守>

※3者以上の入札書（見積書）の提出が当該期限までに困難な場合、少なくとも、1者から
の参考見積書又は設計業者による積算内訳書を提出ください。また、その場合にあっても、
令和5年3月3日（金）までには3者以上の入札書（見積書）を提出ください。

4 留意事項

- (1) 計画調書等の作成に当たっては、国の依頼文書（令和5年2月1日付け4高私助第24号）及
び交付要綱等を熟読の上、留意事項を確認して作成すること。
- (2) 契約に当たり、当該学校法人又は学校の内規に抵触することのないよう留意すること。
- (3) 補助対象は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に契約予定（継続事業を含む。）
であり、契約締結年度内に整備が完了する事業となります。整備が完了とは、原則として、引
き渡しを受けることを指します（継続事業を除く。）。
- (4) 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機
能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）について、現在、改正の事務
手続きを行っており、改正内容等によっては募集（補助）対象範囲が変更となる可能性もあり
ますので、御了承ください。
- (5) 事業計画が無い場合、連絡等は不要であること。
- (6) 事務手続きを円滑に進めるため、当該事業計画がある場合は、資料作成前に下記担当宛て予
め御連絡願います。

担当：私学振興担当 山崎

TEL：019-629-5042 / FAX：019-629-5049

Mail：AH0007@pref.iwate.jp